令和８年度 社会福祉法人に対する一般検査実施計画

筑西市社会福祉法人認可等審査委員会

令和８年９月７日

１ 趣　旨

社会福祉法第５６条第１項及び関係法令に基づく社会福祉法人に対する指導検査の実施にあたり、社会福祉法人指導監査実施要領の規定に基づき、令和７年度社会福祉法人に対する一般検査実施計画を策定する。

２ 指導検査方針

社会福祉法人は、他の事業主体では対応が困難な多様な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人として、様々な福祉サービスの提供や地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められている。また、社会福祉施設の運営においては、サービス利用者に対する一層の質の向上や施設の防災・防犯・感染症対策等による利用者の安全確保などが期待されている。このため、本年度においても、サービス利用者の利益を保護し、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営を確保するため、以下の目的で指導検査を実施する。

■社会福祉法人に対する指導検査の目的

法人の自主性及び自律性を持った運営を前提とし、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全経営の確保を図る。

３ 指導検査の重点項目

前回実施した指導・検査の結果を踏まえて、前回指摘（注意）した事項が改善されているかを中心とし、県が作成した「社会福祉法人・施設一般検査実施計画における重点検査項目」を準用して実施するものとし、「社会福祉法人自主点検調書」及び「社会福祉法人一般検査資料」を活用し、円滑な指導・検査を行う。

４ 指導検査の方法等

（ア）実施方法

法人ごとに日程等を設定し、法人事務所に赴き、実地において実施する。

（イ）実施単位

法人を単位として実施する。

（ウ）班編成

指導検査班は、筑西市社会福祉法人認可等審査委員会運営要綱に規定する幹事で２名体制とする。また、法人の状況により適宜体制を再編し、関係職員を加えて実施する。

（エ）実施通知

「筑西市社会福祉法人に対する指導・検査実施要領」の第６項（１）の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮することができる。

（オ）日程及び対象

具体的な日程及び対象は、毎年度決定する。

５ 選定方針

ア 選定時点

令和８年４月１日時点で現存する法人とする。

イ 選定方法

（ア）市内の社会福祉法人

（イ）前年度に指導検査を実施していない法人

（ウ）苦情等が多く寄せられている法人

（エ）毎年度、現況調書を提出していない法人

６ 指導検査対象法人

指導検査については、「筑西市社会福祉法人に対する指導・検査実施要領」に基づき３年に１回とするが、社会福祉法人の一般検査の実施の周期の延長要件に該当する法人にあってはこの限りではない。（※留意事項参照）

留意事項

社会福祉法人の一般検査の実施の周期の延長について

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、「社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年４月27日付け社援発0427第１号ほか、厚生労働省社会・援護局長等連盟通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添）において、会計監査人等による監査又は専門家による支援を受けた法人について、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができるとされている。

これを受け、本市においても、最長で５年に１回まで検査周期を延長できることとし、会計専門家を活用されている法人にあっては、下記の延長要件の対応状況を確認するとともに、会計専門家が作成する報告書等については、市へ提出されたい。

なお、当課においても、一般検査の際に延長要件を確認することとしているが、延長要件に満たしている法人を確実に把握したいので、該当する法人にあっては、当課ホームページに掲載する様式により報告されたい。※ 対応が十分でない場合は、検査の実施周期の延長は適用されない。

延　長　要　件

【会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査（公認会計士又は監査法人によるもの）が実施されている法人】（５年に１回）

1　法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、問題が認められないこと。
2　会計監査人等が作成した独立監査人の監査報告書に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。
3　監査実施概要及び監査結果の説明書において、重要な不備等に関する報告がないこと。
4　計算書類、附属明細書及び財産目録等に特に問題が認められないこと。
5　次の書類がホームページ又はワムネットで公表されていること。
　定款、役員等報酬基準、役員等名簿、現況報告書、計算書類

【公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上又は事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人】（４年に１回）

1　法人の運営等について、法令及び通知等に照らし、問題が認められないこと。
2　公認会計士又は監査法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。または、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されていること。
3　計算書類、附属明細書及び財産目録等に特に問題が認められないこと。
4　次の書類がホームページ又はワムネットで公表されていること。
　定款、役員等報酬基準、役員等名簿、現況報告書、計算書類